

令和 7 年（し）第 9 0 号 少年審判規則 7 条 4 項の措置に対する特別抗告事件  
令和 7 年 3 月 1 2 日 第一小法廷決定

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

少年審判規則 7 条 4 項前段の規定による措置に対しては、特別抗告をすることはできないと解されるから、本件抗告は不適法である。

よって、刑訴法 4 3 4 条、4 2 6 条 1 項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

（裁判長裁判官 岡 正晶 裁判官 安浪亮介 裁判官 堺 徹 裁判官  
宮川美津子 裁判官 中村 慎）